

「焼却施設に維持管理に関する記録」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
第8条の4の規定により、次のように閲覧に供する。

平成28年11月11日

中讃広域行政事務組合 管理者 梶 正治

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

第5条の2に規定する焼却施設の維持管理に関する記録

(平成28年10月分)

(イ) 処分した一般廃棄物の量

10月 1, 111.8 t

(ロ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)

第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定に関する事項

① 当該測定を行った位置 別添資料(1)のとおり

② 当該測定の結果及び得られた年月日 別添資料(2)のとおり

(ハ) 第4条の5第1項第2号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日

・冷却設備 ガス冷却室及び空気予熱器等の徐じんは、月例の定期点検時に実施する。

・排ガス処理設備 ろ過式集じん器(バグフィルタ)の除じんは、空気式自動洗浄装置により制御管理され、通常運転時において適時に実施される。